

鴻巣都市計画地区計画の変更（鴻巣市決定）

都市計画鴻巣市行政中核拠点地区 地区計画を次のように決定する。

		決定告示年月日 平成 24 年 11 月 1 日
名称	鴻巣市行政中核拠点地区 地区計画	
位置	鴻巣市中央の一部	
面積（ha）	約 3.0ha	
地区計画の目標	<p>本地区は J R 高崎線鴻巣駅の北東約 1.3km、市域の南部に位置する地区である。</p> <p>本地区には、鴻巣市役所本庁舎をはじめ保健センターなどの公共的施設が立地し、隣接する市街化調整区域には陸上競技場、総合体育館のほか鴻巣中央小学校や公園、運転免許センターなどの施設が立地し、公共施設地として行政サービス機能・スポーツ機能等の集積を推進するものとしている。一方、市役所が防災活動の災害対策本部として位置づけられているほか、小学校が避難所に、また陸上競技場や総合体育館は応援部隊活動拠点に指定されるなど、地域の防災拠点としての機能を果たすべき地区である。</p> <p>本地区は、このような位置付けのもと、鴻巣市行政中核拠点特別用途地区を決定し、公共機能の集積による公共サービス機能・防災機能の向上を図るとともに、本計画によって、周辺環境と調和した景観形成や公共施設地及び防災拠点にふさわしい地区施設を配置する。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	周辺環境に配慮した、災害に強く、地区の特性に応じた良好な環境を有する市街地の形成を目標とする。
	地区施設の整備の方針	地区施設は、安全・安心な環境整備を進めるために、道路を適正に配置し整備する。
	建築物等の整備の方針	目標とする土地利用にふさわしい街並みを形成し、また、災害に強く周辺環境に配慮した公共施設地および防災拠点の形成を図るため、形態・意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	敷地内の緑化を図り、植栽については、適正な維持管理に努めるものとする。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	<p>以下の区画道路を地区施設に位置付ける。配置は計画図表示のとおり。</p> <p>区画道路 1号 延長 45m 幅員 10.0m 区画道路 2号 延長 70m 幅員 4.0m 区画道路 3号 延長 40m 幅員 4.0m</p>
	地区の区分	地区の面積	<p>約 3.0ha (第一種中高層住居専用地域)</p>
	建築物等に関する事項	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁等の色は、周辺の良い住環境にふさわしい調和のとれた落ち着いたものとする。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくの構造は、生垣、植栽帯又はフェンス等透視可能なものとし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するもので敷地面からの高さが0.6m以下のものにあつてはこの限りでない。
	その他土地利用に関すること		緑豊かな街並み形成、周辺住環境への配慮及び地球温暖化防止のため、敷地内緑化に努めるものとする。

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理由：本市の行政中核拠点にふさわしい市街地を形成するために、地区計画を決定する。